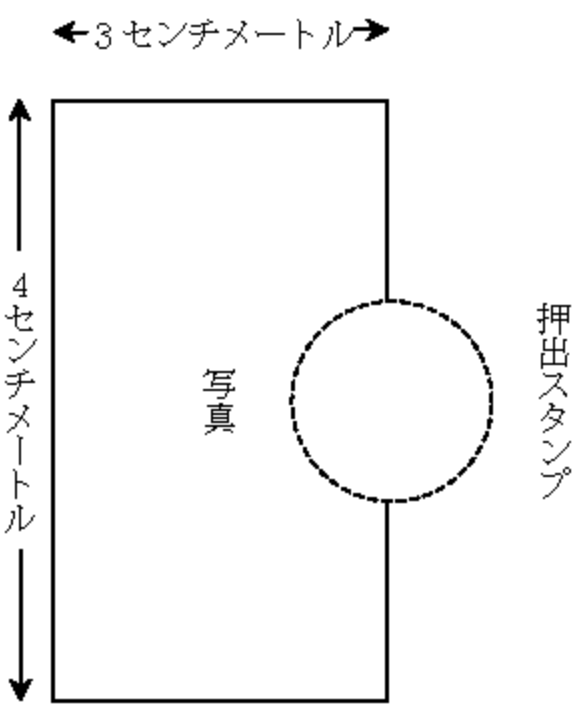
別記様式

表　面

第　　号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条
第２項の規定による立入検査をする職員の身分証明書



職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

発行者名　　印

裏　　面

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抄）

第二十四条　（略）

２　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　（略）

４　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十五条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　第十一条第一項に規定する登録、同条第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理、第十一条第五項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第十一条第六項（第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十五条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示、第十七条第一項の規定による登録の取消し並びに前条第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣

２　（略）

３　この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～五　（略）

六　第二十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（備考）１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とする。

２　発行者は、農林水産大臣、地方農政局長若しくは北海道農政事務所長、経済産業大臣若しくは経済産業局長又は環境大臣若しくは地方環境事務所長とする。